

(案)

委託契約書

福井県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、福井県難聴児支援指導員派遣事業について次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、別添「福井県難聴児支援指導員派遣事業仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める事業（以下「委託事業」）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託事業の実施方法）

第2条 乙は、仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この契約締結後速やかに様式1号「事業実施計画書」を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託事業の実施に要する経費（以下「委託料」という。）として、金 円（取引にかかる消費税および地方消費税の額を含む）を限度として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 A 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※ 契約保証金は、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 契約保証金を免除する。

※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合。

（実績報告および検査）

第6条 乙は、委託事業が終了したときは、速やかに仕様書に基づく様式2号「事業実績報告書」を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託事業が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて事業の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（委託料の額の確定）

第7条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書が提出されたときは、委託事業実績が契約の内容に適合するか検査し、適合すると認めたときは委託料の額を確定して乙に通知する。

2 前項の委託料の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第4条に規定する委託料の限度額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(委託料の支払)

- 第8条 委託料の支払いは、前条の規定による委託料の額が確定した後、乙から様式3号「委託料請求書」の提出があったときに支払うものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、契約金額を限度として概算払をすることができる。
- 2 甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(過払金の返還)

- 第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が第7条の規定に基づく確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示により返還しなければならない。

(履行遅延)

- 第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則(昭和39年規則第11号)第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(調査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託事業の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第12条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させではない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第13条 乙は、委託事業の処理またはサービスの提供等を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。
- 3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

（違約金等）

第15条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、委託事業の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、委託事業の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（著作権等権利の処理）

第17条 乙は、委託事業の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託事業の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（秘密の保持）

第18条 乙は、委託事業実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託事業終了後および契約解除後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第19条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの確保）

第20条 乙は、委託事業またはサービスの提供等の実施において、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義

務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(グリーン購入)

第21条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

以上契約の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福井市大手3丁目17-1
福井県知事 石田嵩人

乙

福井県難聴児支援指導員派遣事業 仕様書

1 目的

在宅の難聴児およびその家族等に対し、発達段階に応じた療育を受けながら難聴児が本来持つ力を生かして、日常生活や集団生活に必要な療育を地域において受けることができるよう支援することを目的とする。

2 業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

(1) 職員の派遣（児童発達支援事業所等）

児童発達支援事業所等の要請に応じ、技術指導等を行う職員（以下、職員という。）を児童発達支援事業所等に派遣し、児童発達支援事業所等における難聴児およびその保護者等に対する個別および集団療育の実施、保育所等訪問支援への同行、難聴児療育に係る専門性向上、ならびに関係機関と円滑に連携する体制の構築に資する。派遣の実施にあたっては、以下のとおり実施する。

- 一 派遣要請等の受付窓口となり事前に県と協議の上、3ヶ月を目安とした派遣計画を立てる。
- 二 派遣の継続にあたってはその必要性について十分に検討し、他の児童発達支援事業所等との公平性の観点から慎重に判断する。

三 1事業所につき3ヶ月を目安として、年間で4事業所程度に技術指導を実施する。

四 実際の派遣回数については、必要性を検討し、回答の増減を可能とする。

(2) 職員の派遣（保育所等）

保育所等の要請に応じ、職員を保育所等に派遣し、保育所等における難聴児およびその保護者等に対する個別および集団療育の実施、難聴児療育に係る専門性向上、ならびに関係機関と円滑に連携する体制の構築に資する。派遣の実施にあたっては、保育所等1ヶ所あたり年2回を目安とするが、実際の派遣回数については、必要性を検討し、回数の増減を可能とする。

(3) ろう学校等との連携した指導等

ろう学校等と連携して児童発達支援事業所等を対象とした見学会や学習会を開催する。また当事業の実施にあたっては、ろう学校等に児童発達支援事業所等の指導に係る情報共有や指導方針について相談し、児童発達支援事業所等のニーズに合った手段で事業を運用する。

(4) 研修や実践報告会の開催

難聴児支援に関する市町の保健師向けの研修会や児童発達支援事業所や保育所等を対象とした難聴児支援者向けの研修等を開催する。

(5) その他

県の要請に応じ、福井県聴覚障がい児支援連携協議会またはその他協議会に職員を出席させ、当事業に対する意見等について県と協議の上、運用するよう努める。

3 職員の配置

職員は、原則として受託者の職員を充てることとし、以下の要件を満たす者とする。

聴覚、視覚の感覚機能を最大限に活用して音声、手話、文字による筆談など多様な方法で難聴児の認知、言語、心理等発達全般について支援し難聴児本人の障がい認識、自己実現、社会参加を促すよう児童発達支援事業所等に指導できる者であること。

4 支援対象者

当事業の対象は在宅の難聴児を支援する、または支援する意思のある児童発達支援事業所等とする。ここでいう「難聴児」は、聴覚障がい児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子どもを指す。

5 管理および運営

- (1) 職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、これを提示させるものとする。
- (2) 職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (3) 業務に関する記録を整備し、当事業を終了した日から5年間保存するものとする。

6 苦情解決等

- (1) 当事業に関する児童発達支援事業所等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 当事業に関して県が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または県からの質問もしくは照会に応じ、ならびに児童発達支援事業所等の苦情に関して県が行う調査に協力とともに、県から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 報告

- (1) 毎月、事業の実施状況を書面により、県に報告するものとする。
- (2) 必要に応じ、県に対して事業の実施状況等について報告するものとする。

8 その他

- (1) 本契約に基づく業務の履行に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。
- (2) 当事業を実施するにあたり本仕様書に明示なき事項および疑義が生じたときは、県と受託者で協議の上、受託者は県の指示に従い業務を遂行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならぬ。

(個人情報の返還等)

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
- (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
- (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

（複写および複製の禁止）

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

（情報資産の返還）

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

（情報資産の廃棄）

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

（実地調査および指示等）

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があつた場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

（再委託先および再々委託先への適用）

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

様式1号

年　月　日

福井県知事

様

住 所

名 称

代表者

福井県難聴児支援指導員派遣事業実施計画書

年　月　日付け委託契約による事業について、委託契約書第2条第2項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 年度実施計画書

2. 年度収支予算書

様式2号

年　月　日

福井県知事

様

住 所

名 称

代表者

福井県難聴児支援指導員派遣事業実績報告書

年　月　日付け委託契約による事業について、委託契約書第6条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 年度実績報告書

2. 年度委託料精算書

様式3号

年　月　日

福井県知事　　様

住 所

名 称

代表者

福井県難聴児支援指導員派遣事業委託料請求書

年　月　日付け委託契約による事業について、委託契約書第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		

<振込口座>

銀行名	銀行 支店		
口座番号	普通	No.	口座名義人 (カタカナ)